

議案第 6 2 号

東京都板橋区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
東京都板橋区旅館業法施行条例（平成 2 4 年板橋区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（申請書の添付書類）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付しなければならない。

第 2 条第 3 号中「板橋区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 6 条中「宿泊者や近隣住民が当該営業施設を特定できるよう公衆の見やすい場所に標識等」を「公衆の見やすい場所に営業施設の名称その他規則で定める事項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業の許可に係る申請書に添付する書類を定める等するほか、所要

の規定整備をする必要がある。